

行田市障がい者差別解消推進条例 第7回検討委員会からの変更・追記点

変更点	修正・追記箇所	変更内容
【ポイント】について	各条共通	誰にでも理解しやすいように、表現方法を工夫 <ul style="list-style-type: none"> ・【ポイント】を前、【解説】を後に記載 ・【ポイント】にイラストを追記 ・【ポイント】にルビを追記 ・【ポイント】に詳細な説明文を追加
「直接差別」の例	11 頁	「精神障がいのある人は、原則として飛行機の搭乗はできません」という例では逆に誤解を招く恐れがあるため、アパート入居の例に修正
「複合差別」の例	11 頁	「障がいがあることで、周囲の家族や支援者が障害のある人の「恋愛」「結婚」「育児」等において生活を制限される場合」を修正
第2条（定義） （10）「市民」の解説	14 頁	「したがって、住民票が行田市にあったとしても、実際に居住している場所が市外である場合は「市民」に該当しないこととなります」について、表現方法が分かりにくいため削除
「意思決定支援」の追記	17 頁	「（3）意思を尊重するために必要な支援の実施」について「これを意思決定支援」と言います」を追記
【不当な差別的取扱いの事例】 の変更	24～25 頁	医療、居住、日常生活、社会生活、行政機関等の修正
行田市障害者等支援協議会の委員構成について追記	35 頁	2 段落目「また～」を追記
インクルーシブについて	43 頁	「インクルーシブ教育の推進」から「インクルーシブ教育システムの推進」に文言修正